産前産後期間の国民健康保険料免除について

【概要】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料を免除する措置を新設して子育て世帯の負担軽減を図ります。

【内 容】

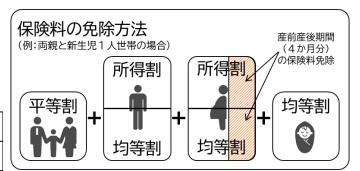
出産被保険者(世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者)がいる場合に

おいては、当該世帯の世帯主に対して賦 課する国民健康保険料のうち、出産被保 険者に係る所得割額及び均等割額を免除 します。

1か月当たり免除額

所得割額 出産被保険者の基礎控除後の総所得金額等に所得割保 険料率を乗じて得た額の12分の1の額 神保険者均等制額 (佐元得者移域の第四を乗けている

均等割額 均等割額 場合は軽減後の額)の12分の1の額



【免除対象期間】

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間

(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)



【対象者】

国民健康保険の被保険者で、令和5年11月以降に出産する(された)方 ※出産とは、妊娠85日以上の分娩で、死産や流産(人工妊娠中絶を含む)の場合も対象

【周知方法】

広報1月号、市ホームページ、出産育児一時金申請時の案内、チラシ配布

【届出方法】

被保険者による所定の届出書を提出 令和6年1月4日(木)より受付開始

【提出先】

市役所1階医療年金課保険料収納係(6番窓口)へ その他、北村・栗沢両支所、各サービスセンターにも提出可

問合先

医療年金課

担当者:米澤 0126-35-4189

和田 0126-35-4202